

ID: 289

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市公民館条例 第6条		
例 規 番 号	平成17年条例第165号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第6条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 【基準】 根拠条文、第7条及び長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例第3条の規定による。 (許可の制限) 第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めたとき。 (2) 建物又はその附属設備を損傷するおそれがあると認めたとき。 (3) 法第23条に抵触するおそれがあると認めたとき。 (4) その他管理上支障があると認めたとき。 2 教育委員会は、使用を許可する場合において管理上必要な条件を付することができる。 (規制及び使用料の返還) 第3条 市長等は、個別条例等の定めにかかわらず、公共施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。 2 市長等は、既に公共施設の利用の許可をしている場合においても、その利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止することができる。この場合において、その利用者に損害が生じることがあっても、市長等は、賠償の責めを負わない。 3 市長等は、前項の規定に基づき公共施設の利用の許可を取り消した場合において、既に使用料が納付されているときは、速やかに当該使用料を返還しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日